緊急時における家庭学習用端末機等の貸出基準

(目的)

1 災害や感染症に伴う山口市立小中学校の臨時休業等の緊急事態において、 家庭でのインターネットを活用した学習を行うために必要な端末機等の貸出 について、各学校での対応など必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

- 2 貸出する機器等については、次のとおりとする。(以下「端末機等」という。)
 - (1)端末機本体
 - (2)端末機を充電するためのACアダプタ

(貸出についての判断)

3 貸出の可否、貸出する端末機等、貸出期間については、学校長が決定するものとする。

(貸出・返却)

4 貸出・返却については、学校が行うものとする。

(貸出手順)

- 5 端末機等の貸出を希望する児童生徒の保護者は、別紙「家庭学習用端末機等貸出申請書」により、学校長に対し端末機等の貸出を申請するものとする。ただし緊急時においては、学校長の判断でこの手続きを省略することができる。(故障・破損・紛失・盗難等の対応について)
- 6 故障・破損・紛失・盗難等が発生した場合の対応については、令和3年2月 2日付け山口県教育情報化推進室長通知「学習者用端末の破損時の対応につ いて」に準じ、次のとおり対応することとする。

故障原因	具体例	利用者負担
自然故障	初期不良、経年劣化など	なし
	授業や生徒会活動・部活動、教室移動、家庭	
軽度の過失	学習等における落下等	なし
	通学中の衝撃	
	通学中の突然の風雨等による水漏など	
故意又は	故意や重度の過失による落下や衝撃	
重度の過失	端末の放置による盗難	あり
	児童生徒の過失による紛失など	

(貸出時の条件)

- 7 端末機等を貸し出す際には次の条件を付すものとする。
 - (1)端末機を家庭学習目的以外で使用しないこと。
 - (2)端末機等の利用は保護者の管理のもとに行うこと。

- (3)端末機等の故障・破損・紛失・盗難等に十分に注意するとともに、発生した場合は、遅滞なく学校に報告し、指示をあおぐこと。
- (4)故意または重度の過失により故障・破損・紛失・盗難等が発生した場合、端末機等の修理や購入にかかる費用を弁償すること。
- (5)学習に関係のないサイトの閲覧・利用や、SNS等への書き込み、写真や 動画の配信等は行わないこと。
- (6)端末機等にアプリのインストール等をしないこと。
- (7)貸出期間終了後速やかに学校へ返却すること。
- (8)端末機等により、家庭において発生した問題等について、学校及び教育委員会は一切責任を負わないものとする。
- (9)家庭で接続する回線に関するサポートは、学校及び教育委員会では行わないものとする。
- 10)その他必要な事項は学校長が決定するものとする。
- (通信環境が整っていない家庭への対応)
- 8 通信環境が整っていない家庭への対応として、学習支援ソフト「タブレット ドリル」での学習を行う場合は次のとおりとする。
 - (1)各学校に導入しているWindows タブレット端末(サーフェス等)に「タブレットドリル」をインストールし、貸出を行うこと。
 - (2)タブレット端末が不足する場合には、学校教育課で準備している端末機の貸出を行うため、学校教育課まで連絡すること。

(その他)

9 本基準で定められていない事項が発生した場合は、当該学校長と協議をした上で、学校教育課長の判断により取扱いを決定する。

付則

この基準は、令和3年8月10日から施行する。